

# 給与勧告の仕組みと本年(平成28年)の勧告のポイント

## 目 次

- P1 … 1 勧告の内容
- P2 … 2 民間給与との較差の状況
- P3 … 3 勧告に基づく職員給与の試算
- P4 … 4 公民較差と民間の特別給の支給状況の推移
- P5 … 5 大阪市職員の平均年齢及び平均給与月額と期末・勤勉手当支給月数の推移
- P6 … 6 民間給与調査における調査事業所の状況
- P7 … 7 給料表別職員数及び構成割合の状況
- P8 … 8 給与勧告の手順
- P9 … 9 公民比較の方法(ラスパイレス比較)

# 1 勧告の内容

## 月例給

### ■保育士及び幼稚園教員以外の職員について

#### 公民較差 578円（0.15%）を解消するため引上げ

平成28年4月1日から実施

#### ○改定内容

公民較差を解消するため、給料表を引上げ改定する必要がある。

#### ・行政職給料表

全ての級及び号給において、同一の改定額での改定を基本とすることが適当。

#### ・行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本として、改定を行う必要がある。なお、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人材確保の観点から、人事院が勧告した措置等を勘案の上、引き上げる必要がある。

### ■保育士及び幼稚園教員について

#### ●保育士給料表

#### 引上げ改定

平成28年4月1日から実施

#### ○以下の理由などを総合的に考慮

- ・本市保育士と民間保育士及び賃金センサスに基づく一般的な民間従業員の給与水準の比較
- ・我が国全体として保育士の給与を引き上げるための対策がとられていること
- ・民間保育士も含め民間給与水準が全体的に改善していること

#### ●幼稚園教育職給料表

#### 改定を見送り

#### ○以下の理由などを総合的に考慮

- ・本市幼稚園教員と民間幼稚園教員及び賃金センサスに基づく一般的な民間従業員の給与水準の比較
- ・役職を持たない教諭の給料表の水準についてはおおむね妥当であると考えられること
- ・民間幼稚園教員の給与水準が昨年と比べ上昇しているという状況は見られないこと

## 特別給

#### 支給月数を0.1月分引上げ（現行4.20月分→4.30月分）

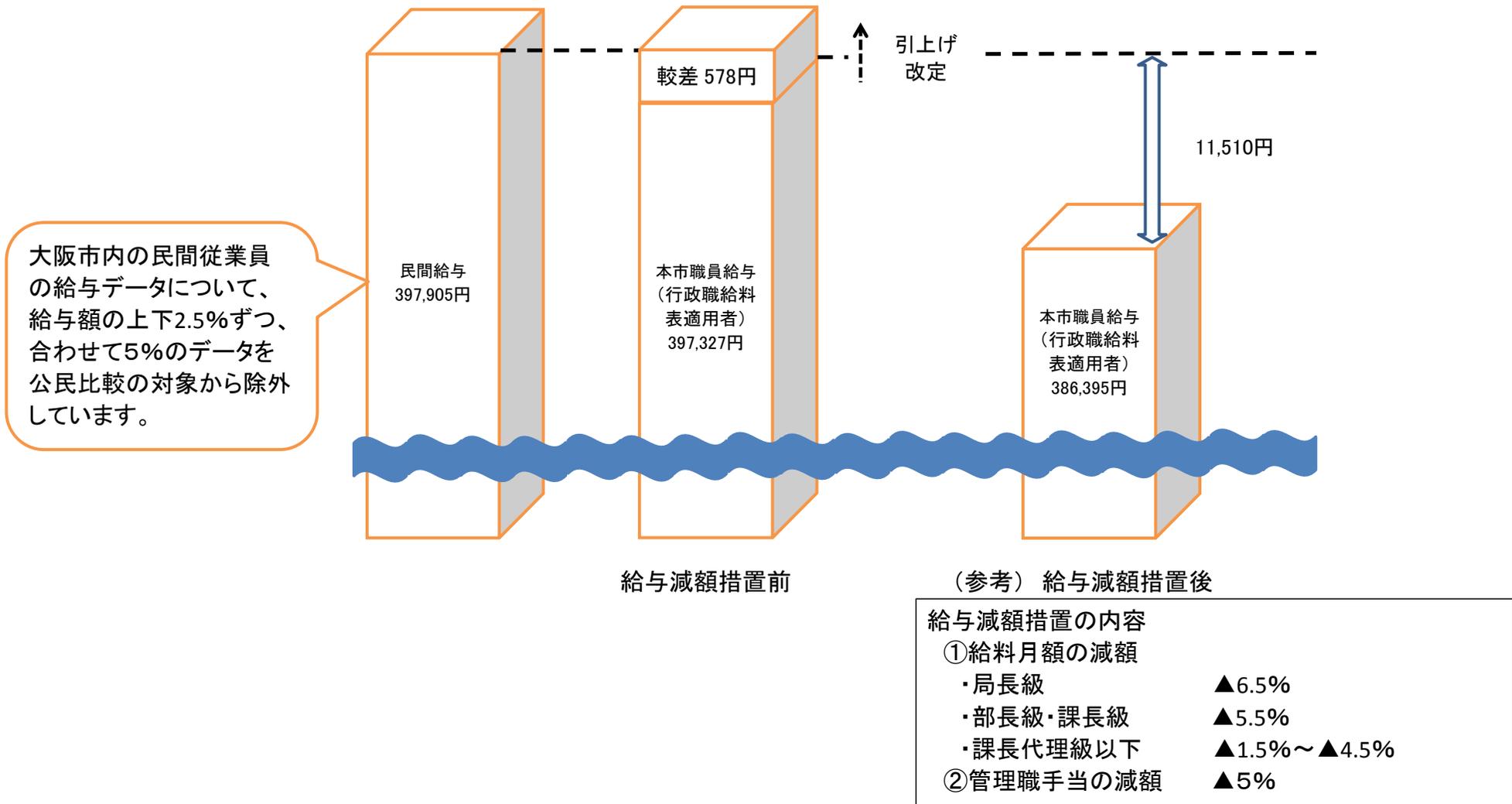
平成28年12月期⇒改定条例公布日の翌月の初日から実施

平成29年度以降⇒平成29年4月1日から実施

職種別民間給与実態調査における結果 ⇒ 4.31月分  
本市の期末・勤勉手当の年間支給月数 ⇒ 4.20月分

引上げ分については、民間における考課査定分の支給状況や人事院が勧告した支給割合のほか、勤務実績を適正に給与へ反映することも勘案し、勤勉手当に配分。

## 2 民間給与との較差の状況



### 3 勧告に基づく職員給与の試算

本勧告に基づく改定が実施された場合の平均給与額を試算

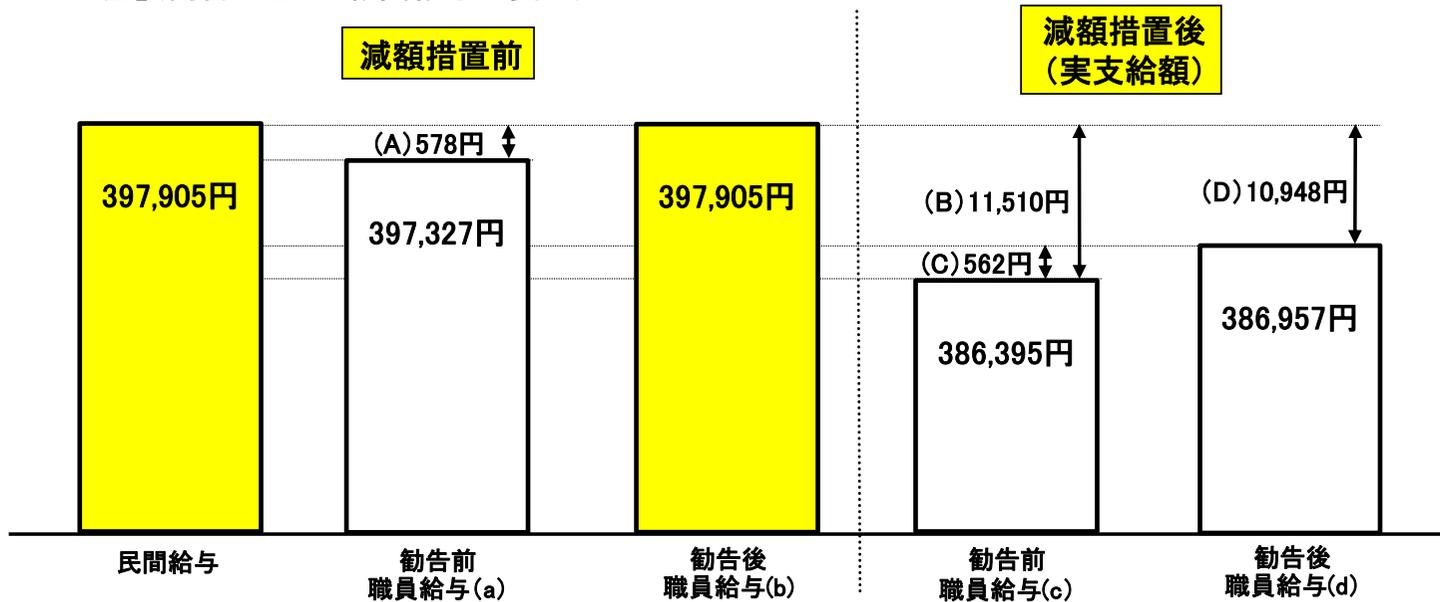
(行政職給料表適用者 平均年齢 42.5歳)

	減額措置前			減額措置後		
	勧告前(a)	勧告後(b)	増加額(b-a)	勧告前(c)	勧告後(d)	増加額(d-c)
給与月額	397,327円	397,905円	578円	386,395円	386,957円	562円
年間給与	6,409,750円	6,458,263円	48,513円	6,278,566円	6,326,887円	48,321円

勧告が実施された場合の影響額  
(給与減額措置後の試算額)  
約4.9億円(行政職給料表)

※減額措置後の職員給与額は、現行の減額率を前提として算出したもの。

【イメージ図】(勧告に基づく職員給与の変化)



【イメージ図の説明】

- (A) 職員給与(減額措置前)の引上げ額(民間との較差)..... 578円
- (B) 減額措置後の実支給額と民間との較差..... 11,510円
- (C) 本勧告に基づく給与改定が実施された場合の実支給額の引上げ額..... 562円
- (D) 本勧告に基づく給与改定が実施された場合の実支給額と民間給与の差..... 10,948円

## 4 公民較差と民間の特別給の支給状況の推移

年	公民較差		民間の特別給の支給月数	
	大阪市	(参考) 国	大阪市	(参考) 国
平成17年	▲3.84%	▲0.36%	4.47月	4.46月
	▲0.95%			
平成18年	▲1.96%	0.00%	4.46月	4.43月
	▲1.66%			
平成19年	0.07%	0.35%	4.49月	4.51月
平成20年	▲0.60%	0.04%	4.49月	4.50月
平成21年	▲0.29%	▲0.22%	4.17月	4.17月
	3.29%			
平成22年	▲0.35%	▲0.19%	3.94月	3.97月
	3.30%			
平成23年	▲0.44%	▲0.23%	3.96月	3.99月
	2.79%			
平成24年	▲1.72%	▲0.07%	3.95月	3.95月
	4.39%			
平成25年	▲4.19%	0.02%	3.97月	3.95月
	1.64%			
平成26年	3.05%	0.27%	4.11月	4.12月
	9.23%			
平成27年	▲2.43%	0.36%	4.21月	4.21月
	0.28%			
平成28年	0.15%	0.17%	4.31月	4.32月
	2.98%			

- (注) 1.大阪市においては、平成17年度～平成18年度と平成21年度以降、国においては平成24年度～平成25年度は給与減額措置が実施されており、公民較差の数値は、上段が給与減額措置前、下段が給与減額措置後の額で算出した数値である。
- 2.大阪市の平成24年の公民較差の数値は、平成24年8月から実施された給与制度の改正が平成24年4月の人員配置で実施されたと仮定して試算した概算値である。